

次世代育成支援対策及び行動計画策定の経緯

平成 14 年 1 月に発表された国の「日本の将来推計人口」では、出生率低下の要因として、従来の晩婚や非婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象が把握されたところであり、今後も、少子化がより一段と加速することが危惧されています。

急速な少子化の進行は、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、こうした少子化の流れを変えるため、平成 14 年 9 月には、厚生労働省において「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、従来の「子育てと仕事の両立支援」が中心であった取組みに加え、【 男性を含めた働き方の見直し】・【 地域における子育て支援】・【 社会保障における次世代支援】・【 子どもの社会性の向上や自立の促進】の 4 つの柱に沿って総合的な取組みを進めていくこととなりました。

また、これを踏まえ、平成 15 年 3 月には、少子化対策推進関係閣僚会議において、政府としての「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を取りまとめるとともに、地域における子育て支援の強化を図るための「改正児童福祉法」及び地方公共団体や企業等における 10 年間の集中的・計画的な取組みを促進するための「次世代育成支援対策推進法」を国会に提出し、同年 7 月に成立しました。

「次世代育成支援対策推進法」においては、次世代育成支援対策に関し、市町村は、国が定める行動計画策定指針に即して、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標・内容及びその実施時期等を定める「市町村行動計画」を策定することとなりました。

市町村行動計画は、5 年ごとに策定するものとされているため、1 回目に策定される市町村行動計画（前期計画）については、平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とし、2 回目に策定される市町村行動計画（後期計画）については、前期計画に係る必要な見直しを平成 21 年度までに行った上で、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間として策定することが必要とされています。

西東京市では、平成 16 年 2 月に『西東京市子育て・子育てワイワイプラン』として子育て支援計画を策定いたしました。計画期間としては、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間としています。

「次世代育成支援対策推進法」に規定される市町村行動計画は、その策定にあたり【 計画期間に、平成 17 年度～平成 21 年度までの 5 年間が含まれること】・【 施策を実施することにより、達成しようとする数値目標が明らかなこと】・【 「行動計画」としての「内容」「実施時期」が明らかなこと】・【 策定にあたり、住民意見を反映している】の 4 つの項目を含めることとされています。

西東京市子育て支援計画は、数値目標以外の ・ ・ が充足されているため、西東京市子育て支援計画に平成 17 年度から平成 21 年度までの「目標事業量」を加えることにより、「次世代育成支援対策推進法」に基づく『西東京市次世代育成支援行動計画』とすることといたしました。